令和5年度 大崎町

国民健康保険税条例の一部改正の主な内容

基礎課税額等に係る課税限度額を引き上げ 1

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保等を図るため、国民健康保険税の基礎課税 額等に係る課税限度額について、次の改正がおこなわれます。

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額については変更ありません。(現行:65万円)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円(現行:20万円)に引き上げ
- (3) 介護分課税額に係る課税限度額については変更ありません。(現行:17万円)

2 軽減判定所得の改正(5割軽減、2割軽減)

経済動向等を踏まえ、中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、軽減判定所得を見直すことに なりました。

7 割軽減基準額=基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)

1 • 7割軽減の試算例 (現行のまま)

給与1人、 年金1人の場合 =430,000円+100,000円×(2人-1) =530,000円(7割軽減となる所得上限)

5割軽減基準額=基礎控除額 (43万円) +10万円× (年金・給与所得者の数-1) +29万円(現行:28.5万円)×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

2

・ 5 割軽減の試算例 給与1人、 年金1人の場合

=430,000円+100,000円×(2人-1)+290,000円×(2人)

=1,110,000円(5割軽減となる所得上限)

2割軽減基準額=基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の数-1) +53.5万円(現行:52万円)×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

3

・ 2割軽減の試算例 給与1人、 年金1人の場合

=430,000円+100,000円×(2人-1)+535,000円×(2人)

=1,600,000円(2割軽減となる所得上限)

※医療保険の資格異動について(ご注意)

- 年度内に「75歳」となる月には、「後期高齢者医療保険」へ資格が異動になります。 一時的に年金から引き落としができなくなるため、納付書による納付または口座振替になり ますのでご留意ください。
- 年金からの引き落としは、半年程度期間を要しますので、変更があった時には改めて通知を

いたします。

※コンビニ納付や キャッシュレス決済も 可能です。⇒

「PayB(ペイビー)」「PayPay(ペイペイ)」
 [LINE Pay(ラインペイ)](請求書支払)
「楽天銀行アプリ」(アプリで払込票支払) 「au Pay」(エーユーペイ) 「d払い」「ゆうちょPay」も利用できます。

